

傍聴される方へ

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

1. 事務局の指定した場所以外には立ち入ることはできません。
2. 会場における議論に対する発言や賛否の表明、拍手をすることはできません。
3. 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
4. あらかじめ申し込まれた場合に限り、会議冒頭に写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることができます。
5. 会議中は食事や喫煙はできません。
6. 危険物を持っている方、酒気を帯びている方、その他会議の開催及び議事進行に当たり秩序維持の妨げとなる方の傍聴はお断りします。
7. その他、事務局職員の指示に従ってください。